

## 令和 7 年嵐山町農業委員会 第 1 1 回総会議事録

### 1. 開催日時

令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 0 時 4 5 分

### 2. 開催場所

嵐山町役場 町民ホール

### 3. 出席委員（出席者 7 名）

第 2 番 瀬山 和令 第 3 番 杉田 哲 第 4 番 杉田 健一 第 5 番 安藤 紀子  
第 6 番 番場 邦男 第 7 番 金井 敏隆 第 8 番 青木 美恵子

### 4. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 2 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3 0 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局 長 中村 寧

事務局次長 内田 雅幸

主 事 高田 遼太郎

議長 ( 総会招集あいさつ )

議長 それでは、総会を始めたいと思います。

ただいまの出席委員は7名であります。

嵐山町農業委員会 会議規則第6条の規定による、  
定足数に達しております。

議長 よって、令和7年嵐山町農業委員会第11回総会は  
成立しました。

これより開会します。

議長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 第6 番場 邦男 委員

議席番号 第7 金井 敏隆 委員

議席番号 第8 青木 美恵子 委員

議長 以上、3委員を指名します。

議長

日程第２ 会期の決定を議題とします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定しました。

議長

日程第３ 諸般の報告をします。  
初めに、農業委員会第１１回総会に提出されました  
議案について、報告します。議案第２９号 農地法第  
３条第１項の規定による許可申請について１件、議案  
第３０号 農地法第５条第１項の規定による許可申  
請について１件、合計２件です。

議長

次に、提出議案一覧表及び議事日程は、すでにお手元  
に配付しておりますので、ご了承願います。

議長

以上で、報告を終わります。

|     |                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 議長  | <p>続きまして、日程第4 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。</p>                                   |
| 事務局 | <p>申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇〇△△△△番△、地目：畑、面積：310㎡です。</p>                                 |
| 事務局 | <p>譲受人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△△△番地△氏名A氏です。</p>                                             |
| 事務局 | <p>譲渡人は、埼玉県川越市〇〇〇〇△△番地△△氏名B氏です。</p>                                              |
| 事務局 | <p>申請理由は、農地の取得、権利関係は、所有権移転です。</p>                                                |

事務局            当申請について、譲受人が相続の関係で土地の調査をしたところ、親族である氏名 B 氏の所有であることが分かり、所有者が遠方に住んでいることや、耕作が困難であること、申請者がいままでも耕作していることから、親族間での贈与という形で話がつき、今般の申請に至ったとのことでございます。

事務局            それでは、3 条の許可要件に沿って説明をさせていただきます。

事務局            全部効率利用要件：所有している農地についてはすべて適正に利用されており、今般の申請地においても既に耕作されております。今後も営農計画書のとおり、農業に従事すると思われるので、問題ないと思われます。

事務局            農業常時従事要件：営農計画書のとおり、年間 150 日程度、農業に従事すると記載されておりますので、問題ないと思われます。

事務局                    地域との調和要件：地域計画の達成や周辺農地の集団化、農作業の効率化には支障はないと思われ、周辺地域の環境の整備や改善についても地域の取り決めに遵守する旨の記載があるため、問題ないと思われま

す。

事務局                    以上、3条許可に必要な要件は満たしていると思われ

れます。以上です。

議長                      ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。

議長                      どうぞ。

(質疑なし)

議長                      質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、  
現地調査をしておりますので、その報告を第3班  
瀬山委員、お願いします。

瀬山委員

議案第 29 号について、調査報告をいたします。

10 月 17 日の農地調査会にて、申請地を調査してまいりました。申請地はこれまでも申請者が耕作しており、周辺農地への影響は少ないと思われるため、許可妥当と判断いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について採決します。

議長

本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長

挙手 全員

議長

よって、議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定しました。

議長 続きまして、日程第5 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての件を議題とします。本案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明いたします。

事務局 申請地は、比企郡嵐山町大字〇〇字〇〇△△番△、  
地目：畑、面積：420㎡です。

事務局 譲受人は、東松山市大字〇〇〇△△△番地△〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇△号棟△△△号室 氏名C氏で  
す。

事務局 譲渡人は、比企郡嵐山町大字〇〇△△番地△ 氏名  
D氏です。

事務局 転用目的は、自己用住宅です。

|     |                                                                                                                                        |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>申請者は現在、東松山市内のアパートにて生活をしておりますが、家財道具も増え、手狭になってきました。将来のことも考え、親の面倒を看たりするために実家付近で土地を探していたところ、母所有の土地に家を建てることの承諾をいただき、今般の申請に至ったとのことです。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、埼玉県知事に進達する意見書の許可基準に沿った、説明をさせていただきます。</p>                                                                                       |
| 事務局 | <p>工事計画：許可日から令和8年3月31日までです。</p>                                                                                                        |
| 事務局 | <p>農地区分：当該農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。</p>                                                     |
| 事務局 | <p>資力及び信用：申請者は過去に違反転用はなく、資金調達計画書や住宅ローンの事前審査承認が添付さ</p>                                                                                  |

|     |                                                                                 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | れているため、問題ないと思われます。                                                              |
| 事務局 | 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性：許可後、すぐに着工し、遅滞なく行われると思われます。                                |
| 事務局 | 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み：令和7年10月9日付でまちづくり整備課へ開発許可申請がされており、許可見込みとのことですので、問題ないと思われます。 |
| 事務局 | 計画面積の妥当性：必要最低限の面積を許可基準としております。周辺の状況等を考えたなかで、やむを得ないと考えます。                        |
| 事務局 | 周辺の農地等に係る営農条件や総合的利用への支障の有無：隣接農地への営農条件や総合的な利用に支障はないと思われます。                       |
| 事務局 | 尚、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の                                                         |

|      |                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | <p>有無、農地以外の土地の利用の見込み、宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性、一時転用である場合にはその妥当性、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については全て該当しません。以上です。</p> |
| 議長   | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの事務局の説明につきまして、質疑を行います。</p>                                                          |
| 議長   | <p>どうぞ。</p> <p>(質疑なし)</p>                                                                                      |
| 議長   | <p>質疑を打ち切ります。ここで、先に調査会を開き、現地調査をしておりますので、その報告を第4班金井委員、お願いします。</p>                                               |
| 金井委員 | <p>議案第30号について、調査報告をいたします。</p> <p>10月17日の農地調査会にて、申請地を調査してま</p>                                                  |

金井委員      いりました。周辺農地への影響は少ないと思われるため、許可妥当と判断いたします。

議長            ありがとうございました。

                  それでは、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について採決します。

議長            本案を、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長            挙手 全員

議長            よって、議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可意見を付して埼玉県知事に進達することに決定しました。

議長            これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長

以上をもちまして、令和 7 年嵐山町農業委員会第 1  
1 回総会を閉会します。

議長

お疲れ様でした。

上記会議のてん末に相違ないことを証するため、議長及び委員の署名をする。

議長 杉田 哲

---

委員 番場 邦男

---

委員 金井 敏隆

---

委員 青木 美恵子

---